

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年10月31日規則第29号）

最終改正:令和6年10月29日規則第49号

改正内容:令和6年10月29日規則第49号 [令和6年10月29日]

○下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年10月31日規則第29号

改正

平成20年12月2日規則第43号

令和6年10月29日規則第49号

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則（平成16年下呂市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年下呂市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募の方法）

第2条 条例第2条第1項の規定による公募は、市の広報紙への掲載、インターネットの利用その他広く市民が周知することのできる方法によって行うものとする。

（公募の告示）

第3条 条例第2条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
- （2）指定管理者に公の施設の管理を行わせる期間
- （3）指定管理者に行わせる公の施設の管理の業務
- （4）応募の資格及び方法
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（公募によらない選定理由）

第4条 条例第2条第1項ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- （1）当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当であると認める場合において、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を選定するとき。
- （2）候補者となるものがないとき。
- （3）現在の指定管理者による管理が困難な状況になった等、やむを得ず緊急に別の団体を指定することが必要なとき。
- （4）子育て支援施設や福祉施設において、施設の設置目的及び利用者の立場から同一の指定管理者による継続的な管理が望ましいと判断できるとき。

（申請手続き）

第5条 条例第3条の規則で定める申請書は、公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 前項の規定による申請書は、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- （1）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （2）法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- （3）代表者の住民票抄本
- （4）公の施設の管理に係る収支予算書
- （5）経営状況に関する書類
- （6）その他市長が指定した書類等

（変更事項の届出）

第6条 条例第3条の規定により提出した書類に変更を生じたときは、速やかに市長に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

（指定管理者の候補者の選定結果の通知）

第7条 条例第4条第3項の規定による通知は、公の施設の指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により行うものとする。

（事業報告書の提出等）

第8条 条例第6条の規定による報告書は、2部（正本1通、副本1通）とする。

2 条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）公の施設の管理の業務の実施状況及び使用の状況
- （2）使用料又は利用料金の収入実績
- （3）公の施設の管理に係る経費の収支状況
- （4）その他市長が指定した書類

（協定の締結）

第9条 市長は、指定管理者との間で次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- （1）公の施設の管理の業務に関する事項
- （2）公の施設の管理の業務の報告に関する事項
- （3）指定管理者に支払う公の施設の管理に係る経費に関する事項
- （4）公の施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

- (5) 指定管理者の故意又は過失により生じた公の施設等の損傷又は滅失に関する事項
- (6) 指定管理者の指定の取消し及び公の施設の管理の業務の停止に関する事項
- (7) 公の施設の管理を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(指定の取消し等)

第10条 条例第7条の規定による指定の取消し又は業務の停止は、公の施設の指定管理者指定取消書(様式第3号)又は公の施設の指定管理者業務(全部・一部)停止命令書(様式第4号)によるものとする。

(事故報告等)

第11条 指定管理者は、指定管理施設に関し、又は指定管理施設の利用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置をするとともに、その概要を市長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月2日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年10月29日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

下呂市長

所在地
申請者 団体名
代表者の氏名

指定管理者の指定を受けたいので、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定管理者として指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 添付書類
 - ① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ② 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - ③ 代表者の住人票抄本
 - ④ 公の施設の管理に係る収支予算書
 - ⑤ 経営状況に関する書類
 - ⑥ その他市長が指定した書類等

公の施設の指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

下呂市長 印

下記の施設に係る指定管理者の申請について、貴 〃 を候補者として選定しましたので、通知します。

記

施設の名称

この通知は、上記施設の指定管理者の候補団体として選定したことを通知するものです。指定管理者の指定については、議会の議決を経た後となります。従って、この通知は、指定管理者の指定について、何ら約束するものではありません。

(その2)

公の施設の指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

下呂市長

印

下記の施設に係る指定管理者の申請について、貴
を候補者として選定しません
でしたので、通知します。

記

施設の名称

公の施設の指定管理者指定取消書

年 月 日

様

下呂市長 印

指定管理者の指定の取消しについて、下記のとおり通知します。

記

指定の取消しの決定事項

1 内 容

- ・ 指定を取消します。

2 理 由

3 指定管理者として管理を行っていた公の施設の名称

4 指定取消し日 年 月 日

公の施設の指定管理者業務（全部・一部）停止命令書

年 月 日

様

下呂市長 印

指定管理者の業務（全部・一部）停止について、下記のとおり通知します。

記

指定の取消しの決定事項

1 内 容

・業務（全部・一部）の停止を命じます。

2 理 由

3 指定管理者として管理を行っていた公の施設の名称

4 業務停止の期間と業務の範囲

年 月 日 から 年 月 日 まで
